

VI 許可の承継制度

1 許可の承継制度とは

(1) 制度の概要

これまでの建設業法では、建設業者が事業の譲渡、会社の合併、分割を行った場合、譲渡、合併後又は分割後の会社は新たに建設業許可を取り直すことが必要でした。その場合、新しい許可が下りるまでの間に建設業を営むことができない空白期間が生じていました。

そうした状況を受けて、令和2年10月に建設業法が改正され、事業承継等の規定を整備し、**事前の認可を受けること**で、建設業の許可を承継することが可能になりました。

なお、この制度を利用すると、許可だけでなく、被承継人の受けた監督処分や経営事項審査の結果も併せて承継することになります。

(2) 承継制度の区分

承継制度は、以下の4つの区分に分類されます。

区分	概要	認可を受ける時期
①事業譲渡	・建設業許可業者を含む複数の事業者間で、 建設業に関する事業の全部が譲渡される 場合が該当します。 ・「個人から法人への法人成り」や、「法人廃業からの個人事業主開業」も事業譲渡に該当します。	事業譲渡をする前
②法人の合併	・建設業許可業者を含む複数の事業者間で、既許可業者の消滅を伴う新設合併又は吸収合併が行われる場合が該当します。	合併をする前
③法人の分割	・建設業許可業者が、企業分割によって建設業部門を引き継ぐ新たな建設業者を新設する、もしくは複数の事業者間で、建設業に関する事業が吸収分割により全部譲渡される場合が該当します。	分割をする前
④個人事業の相続	・建設業者である個人事業主が死亡後、他の個人事業主への相続が行われた場合が該当します。 ・認可申請がなされた場合、申請への処分（認可又は拒否）があるまで、相続人は建設業の許可を受けたものとして扱います（被相続人の許可が続いていたとみなす）。	被相続人の死亡後30日以内

(3) 認可後の許可の有効期間

認可後の許可の有効期間は、承継日における残存の許可の有効期間にかかわらず、下記のとおり起算します。

- ・事業承継（相続を除く）の場合

承継の日の翌日から5年

※承継日当日も許可は有効となるため、認可通知書に記載される許可の有効期間は、5年+1日となります。

- ・相続の場合

被相続人の死亡の日（相続の日）から5年

(4) 認可後の許可番号

承継元の許可番号を引き続き使用します。

ただし、認可申請の時点で、すでに承継元と承継先の双方が栃木県知事許可業者である場合は、どちらの許可番号を継続して使用するのかが選択することができます。

(5) 栃木県知事に対して認可申請ができる場合

栃木県知事に対して認可申請を行うことができるのは、承継先及び承継元のすべてが、栃木県知事許可業者であるか、又は建設業を営む営業所が栃木県内のみにある場合に限ります。

なお、承継先及び承継元のうち、いずれか1者でも栃木県知事以外の許可を受けた建設業者である場合の申請先は国土交通大臣となります。この場合、承継先の主たる営業所が所在する都道府県を管轄する地方整備局へ申請を行ってください。あわせて、栃木県知事許可業者が国土交通大臣による認可を受けた場合は、その後速やかに栃木県知事への報告が必要です。

また、栃木県内で許可を受けずに建設業を営んでいる者が、無許可であるまま栃木県知事以外の建設業許可を承継することはできません。

2 認可の基準

承継の認可を希望する場合は、以下の基準を全て満たしていることが必要です。

(1) 承継の事実が発生する前までに申請を行い、認可を受けること（相続の場合を除く）

許可の承継を行うためには、承継の事実が発生する前までに認可を受ける必要があります。よって、事実が発生した後に、さかのぼって申請を行うことは一切できません。

なお、個人事業の相続の場合のみ、被相続人（承継元）の死亡後30日以内であれば申請を行うことができます。

(2) 承継元の建設業の全部を承継すること

本制度では、建設業の事業の全部を承継させることが認可申請の条件です（建設業の事業のうち一部のみを承継させる場合は、本制度の適用外です）。

したがって、許可の承継を行うためには、必ず承継元が受けていた許可の全部を、承継先に承継させる必要があります。承継元が受けていた許可の一部のみを承継させることはできません。

承継元が現に有する業種のうち、承継を要しない業種がある場合は、認可申請を行う前に当該業種に係る廃業届を提出してください。

(3) 承継元と承継先が同一業種について異なる区分の許可を受けていないこと

ある業種について、一般建設業の許可を受けている者が、同時に特定建設業の許可を受けることはできません。そのため、承継元と承継先が同一業種の許可を有するときは、下記のように取り扱います。

①一般・特定の区分が「同じ」場合は、そのまま承継が可能です。

②一般・特定の区分が「異なる」場合は、どちらかの区分の許可を認可申請前に廃業してください。

(4) 承継後の全ての業種について、承継日以降において承継者が許可の要件を満たしていること
承継者は、承継後に有することになる全ての業種について、通常の許可申請の場合と同様に、許可の要件の全てを承継日から満たす必要があります。

また、被承継者についても、承継がされる日まで許可要件を満たしたままでいることも必要です。

3 認可を受けるための手続

(1) 事前相談

許可の承継を希望する場合は、申請を行う前に、監理課において事前相談をお願いしております。事前相談では、承継制度を利用するための条件が整っているかどうか、あらかじめ確認させていただきます。

なお、事前相談なく申請が行われた場合、書類の補正等に時間を要し、承継の事実が発生する前までに認可ができないことがあります。

また、事前相談を行う際も、承継予定日まで十分な余裕（少なくとも予定日まで2か月以上前）を確保してください。

相談方法

メール又は監理課建設業担当窓口（要予約）にて承ります。

なお、窓口での相談を希望される場合は、あらかじめメール又は電話にて予約をお取りください。

- ・メールの場合：監理課のメールアドレス「kanrika@pref.tochigi.lg.jp」までご連絡ください。
その際、メールの内容には、下記の事項を必ず明記してください。

- ①承継の区分
- ②承継元、承継先の情報（名称、所在地、代表者名等）及び双方の関係性
- ③承継元の許可番号
- ④承継予定日
- ⑤担当者の連絡先

- ・窓口の場合：予約をお取りいただいた日時に、監理課建設業担当窓口までお越しください。

【窓口】宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁舎本館13階

【電話番号】028-623-2390

(2) 認可申請書等の入手先

通常の許可申請と同様です。詳しくはP39をご参照ください。

(3) 申請手数料

手数料はかかりません。

(4) 認可申請書等の提出先及び提出部数

通常の許可申請と同様です。詳しくは P 36 をご参照ください。

(5) 申請書類の提出にあたって

通常の許可申請と同様です。詳しくは P 36 をご参照ください。

(6) 認可通知書の交付

許可の承継が認可された場合は、申請者あてに認可通知書を交付します。認可通知書は、申請書を提出した管轄の土木事務所を經由して交付されます。

なお、認可通知書を代理人の方が受領する場合は、委任状の委任事項に「認可通知書の受領」が明記されていることが必要です。

(7) 誓約書に基づき後日提出いただく書類について

認可申請時に誓約書（様式第 22 号の 6、又は様式 22 号 11）を提出し、許可の承継が認可された者については、法令で定められた期限までに必要書類が提出されない場合、建設業の認可が取り消しとなることがあります。

また、後日提出された書類によって、承継先（あるいは承継元）の許可要件を充足していないことが確認された場合も、認可は取り消されることとなります。

後日提出する書類については、P 130 をご参照ください。

2	営業所一覧表		
3	専任技術者一覧表		
号	工事経歴書	譲受人に係る直前の事業年度における実績	
号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	譲受人に係る直前の事業年度から起算して過去3年間の実績	
号	使用人数	譲受人の承継予定日時点での状況を記載	
号	誓約書	「譲受人」以外を削除	
	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書		
	成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書		
号	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書	「申請者」欄は譲渡人、譲受人の連名で作成	
氏	常勤役員等の略歴書		
	常勤役員等の経営経験の確認書類・常勤性の確認資料	譲渡人と同一人物でも添付すること	
の3	健康保険等の加入状況	申請時に提出可能な場合に提出 (提出が不可能な場合には様式第22号の6を提出)	
	健康保険等の加入状況の確認書類		
号	専任技術者証明書		
号	実務経験証明書	該当がある場合に提出	
	専任技術者の合格証明書等または実務経験確認書類・常勤性の確認資料	譲渡人と同一人物でも添付すること ※常勤性の確認資料は必須	
号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	該当がある場合に提出	
号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調書		
号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	該当がある場合に提出	
	定款		
号	株主(出資者)調書	譲受人の承継予定日時点での状況を記載	
号	貸借対照表	承継に係る契約において、財産等の引継ぎがない場合には、直近の決算内容で作成 →引継ぎがある場合には承継直後に財務諸表を作成	
号	損益計算書・完成工事原価報告書		
号	株主資本等変動計算書		
の2	注記表		
の3	附属明細表		
号	貸借対照表		
号	損益計算書		
	登記事項証明書	譲受人に係るもの(申請日から3か月以内に発行されたもの)	
号	営業の沿革		
の2	所属建設業者団体	譲受人の承継予定日時点での状況を記載	
	事業税納税証明書(納付すべき額及び納付済額)	譲受人に係るもの(申請日から3か月以内に発行されたもの)	
の3	主要取引金融機関名	譲受人の承継予定日時点での状況を記載	
	営業所の確認資料	営業所の写真を提出 (建物の所有状況を記載すること)	
の6	誓約書	譲渡人、譲受人の連名で作成 (様式第7号の3の提出が可能な場合には提出不要)	
	事業譲渡に係る契約書		
	事業譲渡に関する法人の意思の決定を証する書類	承認した両社の株主総会議事録	

2	営業所一覧表	
3	専任技術者一覧表	
号	工事経歴書	承継法人に係る直前の事業年度における実績
号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	承継法人に係る直前の事業年度から起算して過去3年間の実績
号	使用人数	承継法人の承継予定日時点での状況を記載
号	誓約書	「合併存続法人」以外を削除
	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	
	成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書	
号	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書	「申請者」欄は承継法人、被承継法人の連名で作成
氏	常勤役員等の略歴書	
	常勤役員等の経営経験の確認書類・常勤性の確認資料	譲渡人と同一人物でも添付すること
の3	健康保険等の加入状況	申請時に提出可能な場合に提出 (提出が不可能な場合には様式第22号の6を提出)
	健康保険等の加入状況の確認書類	
号	専任技術者証明書	
号	実務経験証明書	該当がある場合に提出
	専任技術者の合格証明書等または実務経験確認書類・常勤性の確認資料	譲渡人と同一人物でも添付すること ※常勤性の確認資料は必須
号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	該当がある場合に提出
号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調書	
号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	該当がある場合に提出する
	定款	
号	株主(出資者)調書	承継法人の承継予定日時点での状況を記載
号	貸借対照表	
号	損益計算書・完成工事原価報告書	
号	株主資本等変動計算書	承継法人に係る直前の事業年度に係るもの
の2	注記表	
の3	附属明細表	
	登記事項証明書	承継法人に係るもの(申請日から3か月以内に発行されたもの)
号	営業の沿革	
の2	所属建設業者団体	承継法人の承継予定日時点での状況を記載
	事業税納税証明書(納付すべき額及び納付済額)	承継法人に係るもの(申請日から3か月以内に発行されたもの)
の3	主要取引金融機関名	承継法人の承継予定日時点での状況を記載
	営業所の確認資料	営業所の写真を提出 (建物の所有状況を記載すること)
の6	誓約書	承継法人、被承継法人の連名で作成
	合併契約書及び合併比率説明書	
	合併の方法及び条件が記載された書面	
	合併に関する法人の意思の決定を証する書類	合併を承認した両社の株主総会議事録

2	営業所一覧表	
3	専任技術者一覧表	
号	工事経歴書	承継法人に係る直前の事業年度における実績
号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	承継法人に係る直前の事業年度から起算して過去3年間の実績
号	使用人数	承継法人の承継予定日時点での状況を記載
号	誓約書	「分割承継法人」以外を削除
	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	
	成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書	
号	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書	「申請者」欄は承継法人、被承継法人の連名で作成
氏	常勤役員等の略歴書	
	常勤役員等の経営経験の確認書類・常勤性の確認資料	譲渡人と同一人物でも添付すること
の3	健康保険等の加入状況	申請時に提出可能な場合に提出
	健康保険等の加入状況の確認書類	(提出が不可能な場合には様式第22号の6を提出)
号	専任技術者証明書	
号	実務経歴証明書	該当がある場合に提出
	専任技術者の合格証明書等または実務経歴確認書類・常勤性の確認資料	譲渡人と同一人物でも添付すること ※常勤性の確認資料は必須
号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	該当がある場合に提出
号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調書	
号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	該当がある場合に提出
	定款	
号	株主(出資者)調書	承継法人の承継予定日時点での状況を記載
号	貸借対照表	
号	損益計算書・完成工事原価報告書	
号	株主資本等変動計算書	承継法人に係る直前の事業年度に係るもの
の2	注記表	
の3	附属明細表	
	登記事項証明書	承継法人に係るもの(申請日から3か月以内に発行されたもの)
号	営業の沿革	
の2	所属建設業者団体	承継法人の承継予定日時点での状況を記載
	事業税納税証明書(納付すべき額及び納付済額)	承継法人に係るもの(申請日から3か月以内に発行されたもの)
の3	主要取引金融機関名	承継法人の承継予定日時点での状況を記載
	営業所の確認資料	営業所の写真を提出 (建物の所有状況を記載すること)
の6	誓約書	承継法人、被承継法人の連名で作成
	分割契約書(分割計画書)及び分割比率説明書	
	分割の方法及び条件が記載された書面	
	分割に関する法人の意思の決定を証する書類	分割を承認した際の株主総会議事録
書類	専任技術者の常勤性の確認書類	分割日から2週間以内に提出すること

2	専任技術者一覧表	
号	工事経歴書	相続人に係る直前の事業年度における実績
号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	相続人に係る直前の事業年度から起算して過去3年間の実績
号	使用人数	
号	誓約書	「申請者」以外を消す
	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	
	成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書	
号	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書	
氏	常勤役員等の略歴書	
	常勤役員等の経営経験の確認書類	
	常勤役員等の常勤性の確認書類	
の3	健康保険等の加入状況	申請時に提出可能な場合に提出 (提出が不可能な場合には様式第22号の6を提出)
	健康保険等の加入状況の確認書類	
号	専任技術者証明書(新規・変更)	
	技術検定合格証明書等の資格証明書	
号	実務経験証明書(必要に応じて卒業証明書を添付)	
	専任技術者の実務経験の確認書類	
	専任技術者の常勤性の確認書類	
号	指導監督的実務経験証明書	
号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	該当がある場合に提出
号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調書	
号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	該当がある場合に提出
号	貸借対照表	
号	損益計算書	
	登記事項証明書	支配人登記をしている場合に限り必要
号	営業の沿革	
の2	所属建設業者団体	
	事業税納税証明書(納付すべき額及び納付済額)	相続人に係るもの(申請日から3か月以内に発行されたもの)
の3	主要取引金融機関名	
	営業所の確認資料	営業所の写真を提出 (建物の所有状況を記載すること)
の11	誓約書	第7号の3を提出できない場合に提出
	申請者と被相続人との関係を証する書類	戸籍謄本、住民票等
	当該申請者以外の相続人の同意書	申請者が被相続人の建設業許可業者としての地位を承継して、建設業の営業を行うことについて、他の相続人全員の同意が必要
書類	専任技術者の常勤性の確認書類	認可を受けた日から2週間以内に提出すること(期限厳守)
	常勤役員等の常勤性の確認書類	

③様式第 22 号の 8 (分割認可申請書 一第 2 面一)

(用紙 A 4)

第 2 面には、分割被承継法人に関することを記載してください。

(第 2 面)

分割承継法人も許可業者である場合、その許可番号を記載してください。なお、許可を有していない場合は、空欄となります。

兼業の有無 1 7 1 (1. 有) (2. 無)

建設業

建設業別種別

大臣知事コード

許可年月日

許可番号 1 8 0 9

国土交通大臣 栃木県知事 許可 (一般-04) 第 0 9 9 9 9 9 号

令和 0 4 年 0 4 月 0 1 日

<分割被承継法人に関する事項>

認可申請時に分割被承継法人が許可を受けている建設業 1 9 2 (1. 一般) (2. 特定)

商号又は名称のフリガナ 2 0 ウ ツ ノ ミ ヤ チ ュ ウ オ ウ ド ボ ク

商号又は名称 2 1 (株) 宇 都 宮 中 央 土 木

代表者の氏名 2 2 ウ ツ ノ ミ ヤ ハ ナ コ

代表者名 2 3 宇 都 宮 花 子

主たる営業所の所在地市町村 2 4 0 9 2 0 1 栃木県 宇都宮市

主たる営業所の所在地 2 5 竹 林 町 1 0 3 0 - 2

郵便番号 2 6 3 2 1 - 0 9 7 4 電話番号 0 2 8 - 6 2 6 - 3 1 2 3

ファックス番号 028-626-3136

資本金額等 2 7 資本金額又は出資総額 0 3 0 0 0 0 (千円) 法人番号 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9

兼業の有無 2 8 2 (1. 有) (2. 無)

建設業以外に行っている営業の種類

分割被承継法人の許可番号を記載してください。

大臣知事コード

許可年月日

許可番号 2 9 0 9

国土交通大臣 栃木県知事 許可 (特-03) 第 1 1 1 1 1 1 号

令和 0 3 年 1 2 月 0 1 日

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先

所属 総務部総務課 氏名 栃木 一郎 電話番号 028-623-2390

ファックス番号 028-623-2392

項番 20~28 は、様式第 1 号 (建設業許可申請書) の項番 06~14 の記載要領 (P60) を参照してください。

申請事務を担当している方について記載します。また、代理人 (書類作成代行) についても、余白に記載します。

④様式第 22 号の 6 (誓約書) ※相続以外の認可申請は、本様式を使用

様式第二十二号の六 (第十三条の二関係)

(用紙 A 4)

様式第 6 号の誓約書は、申請者が欠格要件に該当しない旨を誓約するものであるため、本様式とは別に必要となります。

誓 約 書

申請者は、第13条の2第8項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の日から法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

承継日より 2 週間以内

不要な文字を消します。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
栃木県知事

殿

令和 4 年 5 月 1 日
栃木県宇都宮市塙田 1-1-20
栃木県建設(株)
申請者 代表取締役 栃木 太郎

承継人の主たる営業所の所在地、名称、代表者名を記載します。

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

この様式は、相続を除く認可申請時に、「様式第 7 号の 3 (健康保険等の加入状況) 及びその確認資料」(P80 参照) を提出できない場合に、提出が必要となります。

よって、上記の書類を申請時に提出する場合は、本様式は提出不要です。

なお、「法令で定められた期限」とは、承継日より 2 週間以内となります。この期限までに提出がされない場合、認可が取消されることがあります。

⑤様式第 22 号の 10 (相続認可申請書 ー第 1 面ー)

様式第二十二号の十 (第十三条の三関係)

(用紙A4)
00131

相 続 認 可 申 請 書 (第 1 面)

この申請書により、建設業の相続の認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 4 年 4 月 15 日

地方整備局長
北海道開発局長
栃木県知事 殿

相続人本人を記載します。

栃木県宇都宮市塙田 1-1-20
栃木左官店
事業主 栃木 太郎

申請者 相続人

不要な文字を消します。

相続人本人を記載します。

行政庁側記入欄

大臣 知事 コード

許可番号 01

国土交

許可年月日 令和 11 年 13 月 15 日

相続認可年月日 令和 02 年 04 月 01 日

被相続人の死亡日 令和 04 年 04 月 01 日

大臣 知事 コード

引き続き使用する許可番号 0409

国土交通大臣 許可 (般特-03) 第 9999999 号

栃木県知事

被相続人の死亡日

相続人も許可業者である場合は、相続前の相続人本人の許可業種を記載してください。なお、該当がない場合は、空欄となります。

相続後も営業しようとする建設業

認 可 申 請 時 に お いて 相 続 人 が 許 可 を 受 け て い る 建 設 業

商号又は名称のフリガナ

トチギサカンテン

相続後も営業しようとする業種について記載します。

商号又は名称

栃木左官店

氏名フリガナ

トチギタロウ

氏名

栃木太郎

支配人の氏名

被相続人との続柄

子

相続後の主たる営業所の所在地市区町村コード

09201 都道府県名 栃木県 市区町村名 宇都宮市

相続後の主たる営業所の所在地

13 塙田 1-1-20

郵便番号

14 320-8501 電話番号 028-623-9000

ファックス番号 028-623-2392

兼業の有無

15 2 (1.有) (2.無)

大臣 知事 コード

許可番号

16

国土交通大臣 許可 (般特-) 第 号

令和 年 月 日

枠内は記入しないでください。

被相続人の亡くなった日を記載してください。
なお、死亡日から 30 日を過ぎると、認可申請を行うことができません。

第 1 面には、相続人に関する記載を記載してください。

被相続人の許可番号を記載してください。なお、相続人も許可業者である場合は、いずれかの番号を選択することができます。

相続後に営業しようとする業種について記載します。

相続人も許可業者である場合は、相続前の相続人本人の許可業種を記載してください。なお、該当がない場合は、空欄となります。

項番 07~10、12~15 は、様式第 1 号 (建設業許可申請書) の項番 06~14 の記載要領 (P60) を参照してください。

相続人も許可業者である場合、その許可番号を記載してください。なお、許可を有していない場合は、空欄となります。

⑤様式第 22 号の 10 (相続認可申請書 ー第 2 面ー)

第 2 面には、被相続人に関する記事を記載してください。

(第 2 面)

(用紙 A 4)

<被相続人に関する事項>

許可を受けていた建設業 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000 1001 1002 1003 1004 1005 1006 1007 1008 1009 1010 1011 1012 1013 1014 1015 1016 1017 1018 1019 1020 1021 1022 1023 1024 1025 1026 1027 1028 1029 1030 1031 1032 1033 1034 1035 1036 1037 1038 1039 1040 1041 1042 1043 1044 1045 1046 1047 1048 1049 1050 1051 1052 1053 1054 1055 1056 1057 1058 1059 1060 1061 1062 1063 1064 1065 1066 1067 1068 1069 1070 1071 1072 1073 1074 1075 1076 1077 1078 1079 1080 1081 1082 1083 1084 1085 1086 1087 1088 1089 1090 1091 1092 1093 1094 1095 1096 1097 1098 1099 1100 1101 1102 1103 1104 1105 1106 1107 1108 1109 1110 1111 1112 1113 1114 1115 1116 1117 1118 1119 1120 1121 1122 1123 1124 1125 1126 1127 1128 1129 1130 1131 1132 1133 1134 1135 1136 1137 1138 1139 1140 1141 1142 1143 1144 1145 1146 1147 1148 1149 1150 1151 1152 1153 1154 1155 1156 1157 1158 1159 1160 1161 1162 1163 1164 1165 1166 1167 1168 1169 1170 1171 1172 1173 1174 1175 1176 1177 1178 1179 1180 1181 1182 1183 1184 1185 1186 1187 1188 1189 1190 1191 1192 1193 1194 1195 1196 1197 1198 1199 1200 1201 1202 1203 1204 1205 1206 1207 1208 1209 1210 1211 1212 1213 <

⑥様式第 22 号の 11 (誓約書) ※相続の認可申請は、本様式を使用

様式第二十二号の十一 (第十三条の三関係)

(用紙 A 4)

様式第 6 号の誓約書は、申請者が欠格要件に該当しない旨を誓約するものであるため、本様式とは別に必要となります。

誓 約 書

申請者は、第 13 条の 3 第 6 項の規定により読み替えて準用する第 7 条第 2 号に規定する届書を法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

認可日より 2 週間以内

令和 4 年 4 月 15 日

栃木県宇都宮市塙田 1-1-20

栃木左官店

申請者 栃木 太郎

相続人の主たる営業所の所在地、
名称、代表者名を記載します。

~~地方整備局長~~

~~北海道開発局長~~

栃木県知事

殿

不要な文字を
消します。

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

この様式は、相続の認可申請時に、「様式第 7 号の 3 (健康保険等の加入状況) 及びその確認資料」(P80 参照)を提出できない場合に、提出が必要となります。

よって、上記の書類を申請時に提出する場合は、本様式は提出不要です。

なお、「法令で定められた期限」とは、認可日より 2 週間以内となります。この期限までに提出がされない場合、認可が取消されることがあります。

6 注意事項

(1) 経營業務の管理責任者及び専任技術者の常勤性について

法人成りの場合等、承継先の経營業務の管理責任者及び専任技術者に就任する者が、承継元と同一の人物となるケースでは、承継日まで、承継元での常勤性を保つことが必要です。

なお、承継日より前に承継先での勤務を開始した場合は、承継元における常勤性が保てずに建設業許可の要件を満たさなくなるため、承継元が有する許可は取消しとなり、承継も不可となります。

そのため、承継先において、社会保険の加入手続きや住民税の特別徴収への切替申請等を行う際は、必ず承継日と同日付で手続きを行うよう、十分ご注意ください。

(2) 経營業務管理責任者の経営経験並びに専任技術者の有資格等に関する確認書類について

例えば個人事業主の法人成り等、承継人において、経營業務の管理責任者又は専任技術者が被承継人と同一の人物である場合であっても、経營業務管理責任者の経営経験に関する確認書類並びに専任技術者の有資格者等に関する確認書類は所定の様式と併せて提出してください（許可要件が充足されているのか、承継人においては初めて審査されるためです）。

(3) 後日提出する書類について

認可申請に係る下記の書類については、一定の条件の下、承継日後に提出とすることができます。

ただし、提出期限内に提出を行わなかった場合、認可の取消し対象となるため、忘れずに提出してください。また、健康保険等の加入状況及び確認資料を後日提出とする場合は、認可申請時に様式第 22 号の 6（誓約書）の提出が必要です。

①譲受人、合併存続法人、分割承継法人（新設分割により設立された法人を除く）又は相続人

様式番号	書類の名称	提出期限
第 7 号の 3	健康保険等の加入状況	承継日から 2 週間以内（相続の場合は、認可日から 2 週間以内） ※認可申請時に様式第 22 号の 6（誓約書）の提出が必要
—	健康保険等の加入状況の確認書類	
—	常勤役員等の常勤性の確認書類	
—	専任技術者の常勤性の確認書類	

②合併により新設された法人及び分割承継法人（新設分割により設立された法人に限る）

様式番号	書類の名称	提出期限
第 7 号の 3	健康保険等の加入状況	承継日から 2 週間以内（相続の場合は、認可日から 2 週間以内） ※認可申請時に様式第 22 号の 6（誓約書）の提出が必要
—	健康保険等の加入状況の確認書類	
—	常勤役員等の常勤性の確認書類	
—	専任技術者の常勤性の確認書類	
第 20 号	営業の沿革	承継日から 30 日以内
第 20 号の 2	所属建設業者団体	
第 20 号の 3	主要取引金融機関名	

(4) 譲渡（合併、分割）契約書について

相続を除く認可申請の際は、添付書類の1つとして、建設業の承継に係る事項を当事者間で定めた契約書（原本のコピー）が必要です。

契約書の作成に当たっては、下記の事項を必ず明記いただくとともに、合併等の場合には、会社法上、契約書又は計画書に定めなければならない事項もありますので、十分にご確認いただくようお願いいたします。

①承継予定日について

効力発生日として、承継の予定日を記載してください。なお、具体的な日付を定めずに、県による認可日を承継日とすることも可能です。

(例1)

〔被承継人は、令和4年5月1日付けで、この契約書に定めるところにより、被承継人の事業の全て（以下「本件事業」という。）を承継人に対して譲渡する。承継人は、同日付けで、本件事業を被承継人から譲り受ける。〕

⇒この場合、承継した許可の開始日は「令和4年5月1日」です。

(例2)

〔被承継人は、建設業法の規定に基づく建設業許可の承継に係る認可の日において、この契約書に定めるところにより、被承継人の事業の全て（以下「本件事業」という。）を承継人に対して譲渡する。承継人は、同日付けで、本件事業を被承継人から譲り受ける。〕

⇒この場合、承継した許可の開始日は「認可日と同日」です。

②認可申請の手続きについて

承継人及び被承継人が、共同して認可申請の手続きを行う旨を記載してください。

③承継に係る取得価格について

事業を承継した際の取得価格を記載してください。なお、取得価格は無償でも差し支えありません。

④従業員の取扱いについて

被承継人の下で勤務している従業員について、承継人における取扱いを記載してください。なお、専任技術者について、承継の前後で同一人物が専任技術者を務める場合は、承継日以降承継人に継続して雇用されることが必要です（この場合、承継日までは被承継人において雇用されることが必要ですので、ご注意ください。）。